

# 令和8年度自然保護対策優良事業「軽井沢緑の景観賞」を募集します

この事業は、軽井沢町の自然保護対策要綱に基づき、自然環境の保全ならびに風致の維持および良好な景観の形成に特に寄与していると認められる事業を町が認定するものです。

住民や事業者が自然保護に理解を深め、軽井沢の伝統とすぐれた自然を保持し、国際保健休養地としてのまちづくりを推進することを目的としています。

## ●募集期間

4月1日(水)から  
7月10日(金)まで

## ●応募の対象

### 【部門】

- ・ 一般住宅
  - ・ 集合住宅
  - ・ その他(店舗(店舗併用住宅を含む)、商業施設、ホテル、宅地造成)
- 軽井沢町の自然保護対策要綱の基準を遵守していること。**
- ・ 自然環境の保全等に配慮した建築後3年程度経過する等、対象が周囲の景観の形成に溶け込んでいること
  - ・ 集合住宅や店舗等においても、良好な景観の形成に積極的に取り組んでいる事業のうち、令和8年3月31日までに完成しているもの

## ●応募方法

応募用紙に必要な事項を記入し、添付書類を添えて郵送または環境課⑦番窓口に提出してください。

なお、応募用紙は町ホームページまたは環境課⑦番窓口にあります。

## ●選考および表彰

・ 自然保護審議会内に設置する「自然保護対策優良事業認定部会」が現地審査を行い、自然保護審議会の報告をもとに町長が認定します。

【次のような視点で評価します】  
 ・ 敷地内において建物と自然環境の調和が図られているか  
 ・ 道路からの見える景観は魅力的か  
 ・ 敷地周辺の景観形成に貢献しているか

・ 時間の経過と共に生まれる美しさが感じられるか  
 ・ 関わる人々の愛情が感じられるか  
 ・ 認定事業の事業主および設計者に認定証を贈呈します。

・ 認定された事業は、町の広報紙やホームページ等を通じて広く周知します。

## ●応募にあたってのお願い

・ お預かりした個人情報、審査および審査結果の連絡等のみ使用させていただきます。

但し、事業主、設計者、所在地(区名)は公表させていただきます。

・ 応募用紙に添付していただいた書類については返却しません。

・ 写真の著作権については、町自然保護審議会に属するものとして、自然環境の保全等の啓発活動に使用させていただきます。

・ 自薦他薦は問いませんので、多数の方の応募をお待ちしています。

## 【申し込み・問い合わせ】

環境課 自然保護対策係  
 ☎ 026714518556



軽井沢町公式ホームページ  
 緑の景観賞について

## 令和7年度に表彰された事業



一般住宅部門 優秀賞  
 在賀邸 (追分)



一般住宅部門 優秀賞  
 三善邸 (旧軽井沢)